

考古遺産保護のための欧州条約（改正）1992年1月16日の概要

—通称：ヴァレッタ（or マルタ）条約—

前文

ここに欧州評議会加盟国および欧州文化条約締約国は、欧州評議会の目標が、特に共通の財産である理念および原則を擁護しかつ実現するために、加盟国間のさらなる統一を達成することにあることを考慮し、

・・・・・・・・・・〈中略〉・・・・・・・・・・

考古遺産は人類史に関する知識にとって不可欠なものであるということを想起し、古代史の痕跡を提供する欧州の考古遺産が、大規模計画、自然リスク、秘密裏または非科学的に実施される発掘の増加、および不十分な社会認識によって深刻な劣化の脅威にさらされていることを認識し、まだ整備されていない場所においては、適切で科学的な管理および監督体制の整備が重要であることを確認し、また考古遺産保護の必要性が、都市計画、国土計画および文化振興策の策定において反映されるべきであることを確認し、考古遺産保護の責任は、当事国のみならず欧州のすべての国々にあり、その目的は専門家間の交流、経験の比較を奨励することによって、劣化の危険性を減らし、保存を促進することにあることを強調し、欧州諸国における計画政策の発展の結果として、1969年5月6日にロンドンで署名された「考古遺産の保護に関する欧州条約」に謳われている原則を達成する必要性に留意し、以下のように同意した。

考古遺産の定義

第1条 考古遺産の保護を目的とした条約

- 1. 本（改正）条約の目的は、欧州が集会的記憶の源としての、ならびに歴史および学術研究手段としての、考古遺産を保護することにある。
- 3. 考古遺産には、陸上または水中に位置するかにかかわらず、構造物、建造物、建物群、手が加えられた土地、可動物体、その他の記念物およびそれらが存在する環境が含まれる。

考古遺産の特定および保護のための措置

第2条 考古遺産保護のための法整備

- 陸上・水中を問わず、考古遺産の台帳の管理、及び保護すべき遺産の区域の設定
- 不時発見の報告の義務化

第3条 考古遺産の保全と考古学調査の学術的意義の保証

- 盗掘（違法発掘）の防止

- 分布調査は学術的な方法で行うが、非破壊的な方法の多用、調査後の適切な保存処置の実施
- 発掘調査の担当者が適切な技術と能力を有しているかの監理

第4条 考古遺産の物理的保護

- 考古遺産の保護の適切な方法としての保護区の設定、公有地化、現状保存
- 出土遺物の収蔵庫の整備

考古遺産の統合的な保存

第5条 考古遺産保護と開発事業との共存共栄

- 開発事業の計画段階から関与して、考古遺産の保護の方策を検討する
- 保護に反する開発事業には修正の協議を行う
- 考古遺産の価値づけには十分な期間と予算を確保して調査結果を公表する
- 環境調査には考古遺産が含まれるようにする
- 遺物が不時発見で見つかった時は、原位置での保存を規定する
- 考古資産の一般公開施設が、その学術的特性をかえって損なわないようにする

考古学調査および保全の資金調達

第6条 考古学調査に関する財政的措置

- 国や地方公共団体は、考古学調査に対して公的資金援助を行う
- ただし、緊急発掘調査の費用については、原因者負担として措置する
- 原因者負担の範囲としては、分布調査や予備調査、調査結果概要の公表までを予算に組み込むこと

科学的情報の収集と普及

第7条 学術的成果の集約と普及

- 考古遺産の台帳・地図の情報更新
- 総括的な調査報告の刊行前に、考古学的な作業が終了した段階で概要を公開する

第8条 考古遺産と情報の交換

- 考古遺産を国内外のレベルで交換するが、その際、その価値が損なわれないような措置を講ずる
- 発掘調査中に情報を発信し、国際的なプロジェクトに資するようにする

啓発活動の推進

第9条 一般の人々への公開・普及

- 考古資産保護の意義喚起のため、世論に対して教育的な取り組みを行う
- 重要な考古遺産、特に遺物や遺跡への一般の方々が直に接する機会を増やし、また、展示会を開催する

考古遺産要素の不法な流通の防止

第10条 盗掘品等の取得防止

- 盗掘に対しては、行政機関と学術機関とで情報交換を行う
- 盗掘品や公的な発掘調査でも不法に持ち出された遺物に関する情報は締結国間で共同利用する
- 国の管理下にある博物館には、盗掘品等を取得しないような措置を講ずる
- 国の管理下でない博物館には、この条約文を伝達するとともに、監督する博物館と同様な対応を行う
- 教育普及・情報公開・監視活動等により、盗掘品等の移動を制限する

第11条 二国間条約の優位性

- 盗掘品等の不法流通に関することや、所有者への返還に関する二国間条約は、この条約に優先する

技術および学術協力

第12条 学術交流の促進

- 考古遺産に関する専門家の交流を通じて、相互の技術的・科学的支援を促進する
- 国際的な専門研修を恒常的に行い、考古遺産の保存の専門家も育成する

条約適用の監理

第13条 条約の適正な監理

- 条約の締約国による保護の施策と実務について、欧州会議閣僚委員会へ定期的に報告する
- 条約の改正等に関する提起を欧州会議閣僚委員会へ行う
- 未締約国への締約を促進するとともに、欧州会議閣僚委員会に推薦する

最終条項

第14～18条 条約の締約などの手続きについて

- 省略